

○厚生労働省令第六十一号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第八条第六項及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第二号イの規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号イ中「三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項」に改め、同号ロ中「二十一の項から三十一の項」を「二十の項から三十の項」に改め、同項第四

号口中「三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項」に改め、同号ハ中「二十一の項から三十一の項」を「二十の項から三十の項」に改め、同号ニ中「二十の項までの項及び四十五の項」を「十九の項までの項及び四十四の項」に改める。

第四条の二第一項中「第三条の四」を「第三条の十九」に改める。

第七条第四号中「高压ガス取締法」を「高压ガス保安法」に改め、同条第六号中「第五十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第七号中「事業」を「事業場」に改める。

第十八条第二号中「縦六センチメートル横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル横三・五センチメートル」に改める。

第二十一条第二項中「法第九条の十二第二項」を「法第七条の十五第二項」に改める。

第二十八条第五号ハ中「掃除方法」を「清掃方法」に改める。

第三十一条第四項第二号中「第二十六条の二第二号」を「第二十六条の三第二号」に改め、同項第三号中

「第二十六条の二第三号」を「第二十六条の三第三号」に改め、同条第七項第三号中「第二十八条の二第四

号」を「第二十八条の三第四号」に改め、同項第四号中「第二十八条の二第五号」を「第二十八条の三第五号」に改める。

第三十四条第二項第五号中「事業」を「業務（以下この条及び次条において「指定団体の業務」という。

）」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

第三十四条第二項に次の二号を加える。

七 指定団体の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前各号に掲げるもののほか、次条に規定する要件に適合することを説明した書類

第三十四条の次に次の一条を加える。

（指定の基準）

第三十四条の二 厚生労働大臣は、法第十二条の六第一項の規定により指定の申出をした一般社団法人が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 前条第二項第五号に規定する計画について、指定団体の業務の適確な実施のために適切なものを作成していること。

二 指定団体の業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 指定団体の業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによつて指定団体の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第三十六条各号列記以外の部分中「事業」を「業務」に改め、同条第三号中「事業内容」を「業務内容」に改める。

様式第一号中「第十条関係」を「第九条関係」に、「が指定した」を「の登録を受けた者が行う」に改める。

様式第二号中「第十一条関係」を「第十条関係」に改める。

様式第三号中「第十二条関係」を「第十一条関係」に改める。

様式第四号中「第十三条関係」を「第十二条関係」に改める。

様式第七号中「必用報告」を「必用な報告」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、第四条第一項第三号イ及びロ並びに同項第四号ロ、ハ及びニの改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三十四条第二項第六号、第七号及び第八号並びに第三十四条の二の規定は、この省令の施行の日以後に建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の六第一項の規定により指定の申出をした一般社団法人について適用する。